

使用料等一覽表

【船橋市運動公園】

①野球場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
入場料の類を徴収しない場合	一般野球チーム	2時間	2,470円	3,300円	4,120円	4,950円
	大学生野球チーム		1,320円			
	高校生野球チーム		1,320円			
	小・中学生野球チーム		490円			
	職業野球チーム		4,950円			
入場料の類を徴収する場合	一般野球チーム	2時間	9,900円	13,200円	16,500円	19,800円
	大学生野球チーム		5,280円			
	高校生野球チーム		5,280円			
	職業野球チーム		36,850円			
照明灯		30分	3,300円	3,300円(改定なし)		

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増(照明灯除く)

②陸上競技場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
専用使用(入場料の類を徴収しない場合)	一般	2時間	4,070円	5,330円		
	大学生		1,980円			
	高校生		1,980円			
	小・中学生		1,320円			
	その他		8,250円			
専用使用(入場料の類を徴収する場合)	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	12,320円	16,130円		
	その他	2時間	45,760円	59,940円		
個人使用	一般	2時間	220円	280円		
	大学生		160円			
	高校生		160円			
	小・中学生		110円			

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

③庭球場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
専用利用(1面につき)	一般	2時間	490円	660円	820円	990円
	大学生		240円			
	高校生		240円			
	小・中学生		160円			
照明灯		30分	160円	160円(改定なし)		

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増(照明灯除く)

④プール

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
一般	3時間	610円	910円			
大学生		400円				
高校生		300円				
小・中学生		150円				

※3時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間につき、単位時間の金額の5割に相当する額

※供用終了時刻の90分前以降に入場した者の使用料は、単位時間の金額の5割に相当する額

⑤体育館

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
全面(入場料の類を徴収しない場合)	一般	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	1,650円	2,620円	
	大学生		820円	1,310円		
	高校生		820円	650円		
	小・中学生		820円	7,870円		
	その他		4,950円			
全面(入場料の類を徴収する場合)	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	6,600円	10,490円		
	その他		12,370円	19,670円		
バスケットボールコート1面	一般	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	880円	1,390円	
	大学生		440円	690円		
	高校生		440円	340円		
	小・中学生		440円	4,190円		
	その他		2,640円			
バドミントンコート1面	一般	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	220円	340円	
	大学生		110円	170円		
	高校生		110円	80円		
	小・中学生		110円	1,040円		
	その他		660円			
卓球1面	一般	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	110円	170円	
	大学生		50円	80円		
	高校生		50円	40円		
	小・中学生		50円	520円		
	その他		330円			
個人使用	一般	2時間		110円	170円	
	大学生		50円	80円		
	高校生		50円	40円		
	中学生		50円			
トレーニング室	一般	1か月		1,320円	2,090円	
	大学生		440円	1,040円		
	高校生		440円	520円		
	中学生		440円			
会議室		2時間		270円	430円	
附属設備	体操	1種目1組1回		330円	330円(改定なし)	
	バレーボール	1面一式 1回		330円	330円(改定なし)	
	バスケットボール			490円	490円(改定なし)	
	卓球			160円	160円(改定なし)	
	庭球			330円	330円(改定なし)	
	バドミントン			160円	160円(改定なし)	
	ハンドボール			490円	490円(改定なし)	
	電光掲示板			820円	820円(改定なし)	
	放送設備		1回		1,430円	1,430円(改定なし)

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増(附属設備除く)

⑥弓道場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
専用使用	一般	2時間		160円	180円	
	大学生		70円	90円		
	高校生		70円	40円		
	中学生		70円			
個人使用	一般	2時間		60円	70円	
	大学生		30円	30円		
	高校生		30円	10円		
	中学生		30円			

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

【法典公園】

①庭球場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
専用利用(1面につき)	一般	2時間	1,100円	990円		
	大学生		550円			
	高校生		550円	490円		
	小・中学生		160円			

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

②球技場

区分		利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
				令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
専用利用	一般	アマチュア スポーツに 使用する 場合 2時間	2,200円	3,370円		
	大学生		1,100円			
	高校生		1,100円	1,680円		
	小・中学生		770円			
	その他		4,510円	190円		
照明灯	30分	660円	660円(改定なし)			

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増(照明灯除く)

③集会所

施設	利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)		
			令和2年7月～	令和3年4月～	令和4年4月～
体育レクリエーション室 多目的ホール	9時～12時	3,960円	2,640円		
	12時半～16時半	5,280円			
	17時～21時	5,280円	3,520円		
	9時～21時	15,840円			
第一和室 第二和室	9時～12時	550円	360円		
	12時半～16時半	720円			
	17時～21時	720円	480円		
	9時～21時	2,200円			
第一集会室 第二集会室	9時～12時	770円	510円		
	12時半～16時半	1,020円			
	17時～21時	1,020円	680円		
	9時～21時	3,080円			

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

【駐車場】

①船橋市運動公園

区分		利用単位	料金
			令和3年1月～
普通自動車	第1駐車場 第2駐車場	3時間以内	300円
		3時間を超え、4時間以内	400円
		4時間を超えた場合、1日1回	500円
	第3駐車場	1日1回	300円
大型自動車		1日1回	2,000円

②法典公園

区分		利用単位	料金
			令和3年1月～
普通自動車	3時間以内	300円	
	3時間を超え、4時間以内	400円	
	4時間を超えた場合、1日1回	500円	
大型自動車		1日1回	2,000円

※いずれも、入庫後30分は無料

【利用料の減免について】

船橋市都市公園条例第26条及び同条例施行規則第13条で規定する利用料の減免対象者は以下のとおりです。

- (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (2)千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が利用するとき。
- (4)その他市長が必要があると認めるとき。

なお、現在は「船橋市有料公園施設及び運動広場の使用料の減免に関する要綱」第2条から第4条の規定により、前述の他以下のとおり減免を行っておりますが、指定管理者制度導入後の減免は前述の取扱いのみとなります。

(使用料の免除)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1)市が行政目的のために使用するとき。
- (2)公共的団体等が市の行政を代位し、営利を目的としないで使用するとき。
- (3)その他市長が必要があると認めるとき。

(使用料の減額)

第3条 市長は、前条第2号に規定するもののほか、公共団体又は公共的団体等が使用する場合で、必要があると認めるときは、使用料の5割を減額することができる。

(公共的団体等の例示)

第4条 第2条第2号及び前条に規定する公共的団体等とは、おおむね次のとおりとする。

- (1)各種スポーツ協会
- (2)商工会議所
- (3)P・T・A
- (4)社会福祉法人
- (5)婦人会
- (6)青年団体
- (7)町会・自治会